

重度障がい児者に対する喀痰吸引等特定行為実施人材育成研修 喀痰吸引等研修（第3号研修・特定の者対象） の基本研修を受講料無料で行います！

重症心身障がい児者等が在宅生活を続けていくためには、喀痰吸引等の行為を実施することができる支援者の確保が不可欠です。「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）の一部改正により、介護職員等であっても、一定の研修を受けることで喀痰吸引等の行為を実施できるようになりましたが、重症心身障がい児者に対してこうした行為を行うことができる介護職員は未だ不足している状況です。

そこで県では、喀痰吸引等研修（第3号研修・特定の者対象）の登録研修機関である公益財団法人介護労働安定センター岐阜支所を実施機関とし、本県では初となる受講料を無料化した基本研修を実施します。受講を希望する方は下記により、お申込みください。

記

- 【内容】 喀痰吸引等研修（第3号・特定の者）における基本研修の全部（実地研修については、本研修の対象外です。ご了承ください。）
- 【開催日】 平成28年2月15日（月）～ 2月16日（火）の2日間
- 【時間】 両日とも9：30～16：30
- 【会場】 ワークプラザ岐阜（岐阜市鶴舞町2丁目6-7 TEL:058-245-2411 駐車場有80台）
- 【対象】 障がい福祉サービス事業所等に勤務している介護職員等のうち、特定の者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者
- 【募集人数】 30名（※定員を超える申し込みがあった場合は、選考を行います。受講の可否については、改めてご連絡いたします。）
- 【実施機関】 公益財団法人介護労働安定センター岐阜支所
- 【参加費】 **無料**
- 【申込み】 申込書に必要事項を記入し、岐阜県地域医療推進課小川宛に郵送、FAX又はメールで送付してください。
- 【応募締切】 平成28年2月2日（火）
- 【備考】 ※介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号・特定の者対象）は基本研修を受講後、実地研修を受講することで修了となります。本研修を修了後、実地研修を受講される方は、喀痰吸引等研修登録研修機関にて別途実地研修の受講をお申込みください。
※受講決定通知後のキャンセルについては、原則認めませんので、確実に受講ができるよう調整のうえで、お申し込みください。

申込書のダウンロード及び、喀痰吸引等研修の制度については岐阜県庁地域医療推進課のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryu/shogaisha-iryu/11230/kakutan-kyuin.html>

【介護職員等によるたん吸引等研修カリキュラム】

科 目	内 容	時間数
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障がい児（者）等の地域生活 等 	2
喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者等の障がい及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3
筆記試験 ※講習終了後	20 問出題、採点 ※3 問以上不正解の場合は再試験	1
喀痰吸引等に関する演習	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	1

*最後に実地研修に関する説明を付加する予定です。

【喀痰吸引等研修（第3号/特定の者対象）とは・・・】

第3号研修・・・在宅の重度障がい者のように、個別性の高い特定の者に対して、特定の介護職員等が喀痰吸引等の行為を実施するための研修

第1・2号研修・・・高齢者の介護施設等において、不特定多数の者に対して、複数の介護職員等が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するための研修（第一号研修は、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）と経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻）の実地研修を含めた全課程を学ぶもので、一部の行為について実地研修を行うものが、第二号研修となります。）*実地研修は20回以上行うことが基準となります。

お問い合わせ・申込先
 岐阜県 地域医療推進課障がい児者医療推進室
 主事 小川 栄介
 岐阜市藪田南2-1-1
 TEL 058-272-1111（内線 2627）
 FAX 058-278-2871
 E-mail ogawa-eisuke@pref.gifu.lg.jp